

議案関係庶務報告資料

No. 4

子育て支援部

平成23年12月1日

葛飾区事務手数料条例の一部改正について

子育て支援課

1 趣 旨

児童扶養手当については、平成22年8月1日より父子世帯に拡大され、平成23年4月1日より障害基礎年金の子の加算の運用見直しに伴い、障害基礎年金の子の加算と児童扶養手当のどちらかを選択し受給できることになった。これに伴い、申請数の増加が見込まれるため、提出義務のある戸籍謄本等の発行手数料を無料とし、申請者の負担を軽減するものである。

特別児童扶養手当についても、障害のある児童を持つ親の手当であり、同様に負担軽減を図る。

2 改正内容

戸籍記載事項証明を無料で受けられる者の範囲を児童扶養手当及び特別児童扶養手当等の申請者に拡大する。

葛飾区事務手数料条例第6条に次の2号を追加するもの

(8) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第27条

(9) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第34条

3 施行期日

平成24年4月1日

4 周知方法

区のホームページ、広報かつしか3月25日号(予定)

子どもの手当・医療費のパンフレットに追加記載